


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市老人性白内障眼鏡等購入費助成要綱の一部を改正する				
	訓令について	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>高齢者の経済的負担軽減を目的とした老人性白内障レンズ挿入手術後の眼鏡購入費助成については、手術費用の医療保険適用や廉価で眼鏡購入が可能になったことや、他市の状況を考慮して、事業の必要性は低減していることから、廃止するものである。</p> <p>一方、眼内レンズ挿入手術を受けられない高齢者に対する特殊眼鏡等購入費の助成については、特殊眼鏡等が高額であることや、都の補助制度が活用できることから、継続するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①「補助眼鏡」にかかわる文言を削る。</p> <p>②第1号様式を整備する。</p> <p>③要綱上、申請期限を手術した翌月の初日から起算して1年以内としているため、経過措置を講じる。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>高齢者に対する新たなニーズに応える事業（ケアラー支援や高齢者会食会等）の実施を図ることができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>・文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。